

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ひらせいホームセンター岩上店  
所在地 柏崎市岩上字刈又283 外  
設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他3者
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 荷さばき施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
    - イ 廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - ・株式会社ひらせいホームセンター  
(変更前) 午前9時30分から午後8時00分  
(変更後) 午前9時00分から午後8時00分
      - ・株式会社オーシャンシステム  
(変更前) 未定  
(変更後) 午前6時30分から午後8時30分
      - ・未定  
(変更前) 未定  
(変更後) 午前6時30分から午後8時30分
    - イ 駐車場の自動車の出入口の位置  
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時00分から午後8時00分  
(変更後) 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
令和2年4月29日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
令和元年8月29日
- 4 変更の理由  
店舗の建て替えを行うため
- 5 届出年月日  
令和元年8月28日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和元年9月20日から令和2年1月20日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール [ngt050020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050020@pref.niigata.lg.jp)